SEITOKU 図書館ワンデーカード利用規程

制定　平成 27 年 2 月 25 日

（目的）

第１条　この規程は、聖徳大学川並弘昭記念図書館（以下「図書館」という。）の入退館用ＩＣカードの貸出に関し、必要なことを定める。

（定義）

第２条　この規程のＩＣカードとは、SEITOKU 図書館ワンデーカード（以下「ワンデーカード」という。）を指す。

（利用者）

第３条　ワンデーカードを利用できる者（以下「利用者」という。）は、次のとおりとする。

（1）本学卒業生

（2）その他図書館長の許可を受けた者

（許可及び許可証の発行）

第４条　ワンデーカードの利用を希望する者は、所定の「ワンデーカード利用申込書」により、本人確認を経て、図書館長の許可を受けなければならない。

２ 図書館長は、前項により許可をしたとき利用者に対し許可証を発行する。

（カードの貸出及び返却手続き）

第５条　許可証の発行を受けた利用者は、利用時に正門守衛所において許可証を預け、顔写真付の本人確認が行えるもの（運転免許証など）を提示し、ワンデーカードの貸出を受けることができるものとする。ただし、試験期間中など、学生の利用が多い時期については、貸出を制限することがある。

２ 貸出を受けたワンデーカードは、退出時に守衛所において返却するものとする。なお、一時的な退出時も同様とする。

（カードの紛失）

第６条　ワンデーカードを紛失した場合は、実費を徴収する。

（遵守事項）

第７条　ワンデーカードの利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

（1）カードの貸出及び返却の手続きを守ること。

（2）許可証を他人に貸与しないこと。

（3）学内の行動にあっては、係員の指示に従うこと。

（4）学内において商業行為、政治思想活動、宗教活動は行わないこと。

２ 前項の遵守事項が守られない場合には、許可を取り消すことがある。

（補則）

第８条　この規程に定めるもののほか、ワンデーカードの貸出に関し必要な事項は図書館長が定める。

（改廃）

第９条　この規程の改廃は、学長が行う。

附　則

１　この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

SEITOKU 図書館ワンデーカード利用申込書

フ リ ガ ナ	（　　）	電話番号	（　　）
氏　　名（旧姓）	（　　）		
メールアドレス			
住　　所	〒　　－		
学部学科/卒業年度 ※卒業生はご記入下さい	学部　　学科　（昭和・平成・令和）　　年 卒業 （学籍番号　　）		

＊上記記載内容に変更が生じた場合は、下記までご連絡下さい。

私は、この SEITOKU 図書館ワンデーカード利用申込にあたり、「SEITOKU 図書館ワンデーカード利用規程」（裏面）を遵守することを誓約します。利用規程に違反したときは、利用許可を取り消す場合があることに同意いたします。

氏名(自署)＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞

〔ワンデーカード利用申込書送付先〕

〒271-8555　松戸市岩瀬 550

聖徳大学 川並弘昭記念図書館 図書館事務室 「ワンデーカード担当」 宛

TEL 047-365－1111(代)　　Fax 047-365-4900　E-mail:library@seitoku.ac.jp

〔事務処理欄〕

受付ＮＯ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

受付	確認	許可